

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免額の計算例

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により給与収入が30%以上の減少が見込まれ、令和3年の給与収入の年間見込み額が2,500,000円の場合で、主たる生計維持者・加入者Aが35歳で他の所得がないものとし、加入者B・加入者Cが所得のない未成年とする。

令和2年の収入状況

	主たる 生計維持者	加入者A	加入者B	加入者C	世帯合計
給与収入	5,000,000	2,000,000	0	0	—
給与所得	3,560,000	1,320,000	0	0	4,880,000

減免前の保険料額

	基礎控除	所得割率	均等割額	保険料額
主たる生計維持者分	(3,560,000 - 430,000)	×9.54%	+ 52,000	= 350,602
加入者A分	(1,320,000 - 430,000)	×9.54%	+ 52,000	= 136,906
加入者B分			52,000	= 52,000
加入者C分			52,000	= 52,000
世帯の合計保険料				591,508

保険料減免額 $(591,508 \times 3,560,000 \div 4,880,000) \times \frac{8}{10}$ (減免率) = 345,207
 減免後の保険料額は、 $591,508 - 345,207 = \mathbf{246,301}$ になります。

減免前の保険料に主たる生計維持者の収入が30%以上減少する見込みの前年の所得を乗じ、世帯の前年の合計所得の合算額で割った金額に減免率を乗じた額が減免額になります。

次に、本来の保険料額(この例では591,508円)から算出した減免額(この例では345,207円)を差し引いた金額(この例では246,301円)が、減免後の保険料になります。

※ 減免率は主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額によって下表のとおり変わります。

主たる生計維持者の 令和2年の 合計所得金額	300万円以下	400万円以下	550万円以下	750万円以下	1,000万円 以下
減免割合	10分の10	10分の8	10分の6	10分の4	10分の2